

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 31 日 (金) 第 76 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (障害福祉課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建築課取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建築課取扱い) 8

規 則

鹿 児 島 県 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 1 号

鹿 児 島 県 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度 条 例 施 行 規 則 (昭 和 45 年 鹿 児 島 県 規 則 第 29 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

「大

別 記 第 1 号 様 式 中 昭 を 削 り , 同 様 式 (裏 面) 注 2 中 「 及 び ③ 「 住 所 」 欄 」 を 「 , ③ 「 住 平 」

所 」 欄 及 び ⑧ 「 イ の 場 合 そ の 住 所 」 」 に 改 め , 同 様 式 (裏 面) 注 5 (1) 中 「 知 的 障 害 児 施 設 , 肢 体 不 自 由 児 施 設 , 盲 ろ う あ 児 施 設 , 重 症 心 身 障 害 児 施 設 , 知 的 障 害 者 更 生 施 設 , 身 体 障 害 者 授 産 施 設 」 を 「 障 害 児 入 所 施 設 , 障 害 者 支 援 施 設 」 に , 「 国 立 療 養 所 」 を 「 国 立 病 院 機 構 」 に 改 め る。

「明

別 記 第 11 号 様 式 中 大 昭 を 削 る。

平」

別 記 第 15 号 様 式 中 「 明 大 昭 年 月 日 」 を 「 年 月 日 」 に ,

「 明 大 昭 年 月 日 」 を 「 年 月 日 」 に 改 め る。

別 記 第 16 号 様 式 中 「 明 大 昭 」 を 削 り , 「 氏 名 」 を

「

氏 名	男・女
-----	-----

に改める。」

別記第17号様式中 「男 女」を「男 女」に改め、「明 大 昭」及び「大 昭 平」を削る。

別記第23号様式中 「明 大 昭 平」を削る。

別記第24号様式中 「

大 昭	年	月	日
-----	---	---	---

及び

「

大 昭 平	年	月	日
-------	---	---	---

」を「

年	月	日
---	---	---

」に

改め、「特約・」を削る。

別記第25号様式中 「

明 大 昭 平	年	月	日
---------	---	---	---

」及び

「

明 大 昭	年	月	日
-------	---	---	---

」を

「

年	月	日
---	---	---

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園 訓

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県営住宅条例施行規則（平成 4 年鹿児島県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 9 第 3 号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、同条第 4 項第 1 号中「12歳に達する」を「中学校の課程（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の課程を含む。第 6 項において同じ。）を修了する」に、「年度」を「月」に改め、同条第 6 項第 1 号中「12歳に達する」を「中学校の課程を修了する」に、「年度」を「月」に改める。

第 3 条の見出しを「(誓約書等)」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 連帯保証人が個人である場合において、誓約書に記載すべき極度額は、県営住宅の入居者(以下「入居者」という。)の入居時における 12 か月分の家賃に相当する額とする。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 誓約書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書(発行後 3 月以内のものに限る。以下同じ。)
- (2) 連帯保証人が個人である場合には、連帯保証人の所得額証明書
- (3) 連帯保証人が法人である場合には、知事が別に定める書類
- (4) 緊急連絡先届(別記第 2 号様式の 2)

- 4 入居者は、前項第 4 号(第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の緊急連絡先届の内容に変更があったときは、速やかに変更後の緊急連絡先届を知事に提出しなければならない。

第 6 条第 1 項中「第 12 条第 1 項」を「第 12 条第 2 項」に、「が連署する」を「との連署(新たに連帯保証人になろうとする者が法人である場合は、その者については記名押印)による」に改め、同条第 2 項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 条第 2 項」の次に「及び第 3 項(第 4 号を除く。)」を加える。

第 7 条第 1 項第 1 号中「当該県営住宅の入居者と当該」を「入居者と」に改め、同項第 2 号中「当該」を削り、同条第 2 項中「当該県営住宅の」を削る。

第 8 条中「県営住宅の入居者(以下「入居者」という。)」を「入居者」に改める。

第 9 条第 2 項中「第 3 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 22 条の見出し中「報酬」を「報償金」に改め、同条中「報酬」を「報償金」に、「4 半期」を「四半期」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

(その 1) 連帯保証人 (個人) 用

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる県営住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県営住宅条例及び鹿児島県営住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

県 営 住 宅 の 表 示			
団 地 名	県 営 団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日 (12月分にあつては、翌年の1月4日) までにその月分の家賃を納付します。ただし、月の途中で県営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 県営住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該県営住宅を明け渡すよう努めます。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合 (同居者が該当する場合を含む。) は、当該県営住宅を速やかに明け渡します。
- (7) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - ウ 県営住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - エ 県営住宅の模様替え又は増築しようとするとき。
- (8) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 県営住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡先届の内容に変更があったとき。
 - ウ 連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。
 - オ 県営住宅又は共同施設に修繕 (畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。) の必要が生じたとき。
 - カ 県営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 県営住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 県営住宅を明け渡すとき。

- 2 連帯保証人 は、次の事項を遵守します。
 - (1) 入居者 が上記事項に違反した場合に知事が行う是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は、当該入居者に代わってその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用負担義務を極度額 円 (入居時における12か月分の家賃に相当する額) を限度として負うことを承諾します。
 - ア 入居者が家賃又は知事に支払うべき金銭を滞納したとき。
 - イ 入居者が入居者の負担すべき県営住宅又は共同施設の修繕に要する費用を負担しないとき。
 - ウ 入居者が知事に無断で立ち退いたとき。
 - (2) 入居者が知事に無断で立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分について県に協力します。

年 月 日
鹿児島県知事 殿

入 居 者 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
電話番号 () -
勤務先
電話番号 () -
氏 名 印

注 連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

(その 2) 連帯保証人 (法人) 用

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる県営住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県営住宅条例及び鹿児島県営住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

県 営 住 宅 の 表 示			
団 地 名	県 営 団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日 (12月分にあつては、翌年の1月4日) までにその月分の家賃を納付します。ただし、月の途中で県営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 県営住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該県営住宅を明け渡すよう努めます。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合 (同居者が該当する場合を含む。) は、当該県営住宅を速やかに明け渡します。
- (7) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - ウ 県営住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - エ 県営住宅の模様替え又は増築をしようとするとき。
- (8) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 県営住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡先届の内容に変更があったとき。
 - ウ 連帯保証人の主たる事務所所在地又は名称その他連帯保証人に関し知事が別に定める事項に変更があったとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。
 - オ 県営住宅又は共同施設に修繕 (畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。) の必要が生じたとき。
 - カ 県営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 県営住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 県営住宅を明け渡すとき。

- 2 連帯保証人 は、次の事項を遵守します。
- (1) 入居者 が上記事項に違反した場合に知事が行う是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は、当該入居者に代わってその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用負担義務を負うことを承諾します。
 - ア 入居者が家賃又は知事に支払うべき金銭を滞納したとき。
 - イ 入居者が入居者の負担すべき県営住宅又は共同施設の修繕に要する費用を負担しないとき。
 - ウ 入居者が知事に無断で立ち退いたとき。
 - (2) 入居者が知事に無断で立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分について県に協力します。

年 月 日
 鹿児島県知事 殿

入 居 者 住 所
 氏 名 印
 連帯保証人 主たる事務所の所在地

電話番号 () -
 名称及び代表者の氏名

印

注 連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

緊急連絡先届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 県営 団地 棟 号
入居者氏名

次のとおり、緊急時の連絡先を届け出ます。

住 所	電話番号 () -		
フリガナ 氏 名		入居者との続柄又は関係	
勤 務 先	電話番号 () -		

注 緊急連絡先となる方の同意を得た上で提出してください。

別記第 5 号様式を次のように改める。
第 5 号様式 (第 6 条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 県 営 団 地 棟 号
入 居 者 氏 名 印
新連帯保証人氏名 印
〔法人にあつては、名称及び代表者の
氏名〕

次のとおり連帯保証人を変更したいので、鹿児島県営住宅条例第12条第2項の規定により承認されるよう申請します。

なお、新連帯保証人は、申請者に家賃、損害賠償等の県への債務がある場合は、旧連帯保証人が県に対し負担している保証債務を引き受けますので、承認されるよう併せて申請します。

旧 連 帯 保 証 人	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との続柄又は関係	
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	勤務先	電話番号 () -		
新 連 帯 保 証 人	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との続柄又は関係	
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	勤務先	電話番号 () -		
変更の理由				

注 1 新たな連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

2 連帯保証人が法人である場合は、生年月日欄及び勤務先欄については、記入しないでください。

別記第 6 号様式中 「団 地 名 県 営 団 地 棟 号
入居者氏名 を
連帯保証人住所
氏名 氏名 」

「団 地 名 県 営 団 地 棟 号
入 居 者 氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

に、「第12条第 2 項」を「第12条第 3

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

項」に改め、同様式注を次のように改める。

注 変更事項欄には、住所、氏名若しくは勤務先（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）の別又は知事が別に定める事項のうち、該当するものを記入してください。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 3 号

鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成 9 年鹿児島県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（誓約書等）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 連帯保証人が個人である場合において、誓約書に記載すべき極度額は、特定公共賃貸住宅の入居者（以下「入居者」という。）の入居時における 12 か月分の家賃又は入居者負担額に相当する額とする。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 誓約書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。以下同じ。）
- (2) 連帯保証人が個人である場合には、連帯保証人の所得額証明書
- (3) 連帯保証人が法人である場合には、知事が別に定める書類
- (4) 緊急連絡先届（別記第 2 号様式の 2）

4 入居者は、前項第 4 号（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の緊急連絡先届の内容に変更があったときは、速やかに変更後の緊急連絡先届を知事に提出しなければならない。

第 6 条第 1 項中「第 12 条第 1 項」を「第 12 条第 2 項」に、「が連署する」を「との連署（新たに連帯保証人になろうとする者が法人である場合は、その者については記名押印）による」に改め、同条第 2 項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 条第 2 項」の次に「及び第 3 項（第 4 号を除く。）」を加える。

第 7 条第 1 項第 1 号中「当該特定公共賃貸住宅の入居者と当該」を「入居者と」に改め、同項第 2 号中「当該」を削り、同条第 2 項中「当該特定公共賃貸住宅の」を削る。

第 8 条中「特定公共賃貸住宅の入居者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改める。

第 9 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「第 3 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 21 条の見出し中「報酬」を「報償金」に改め、同条中「報酬」を「報償金」に、「4 半期」を「四半期」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

(その 1) 連帯保証人 (個人) 用

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる特定公共賃貸住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県特定公共賃貸住宅条例及び鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 の 表 示			
団 地 名	団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃 (入 居 者 負 担 額)	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日 (12月分にあつては、翌年の1月4日) までにその月分の家賃 (入居者負担額) を納付します。ただし、月の途中で特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は、当該明け渡し日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合 (同居者が該当する場合を含む。) は、当該特定公共賃貸住宅を速やかに明け渡します。
- (6) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - ウ 特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - エ 特定公共賃貸住宅の様式替え又は増築をしようとするとき。
- (7) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 特定公共賃貸住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡先届の内容に変更があったとき。
 - ウ 連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。
 - オ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に修繕 (畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。) の必要が生じたとき。
 - カ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 特定公共賃貸住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 特定公共賃貸住宅を明け渡すとき。

2 連帯保証人 は、次の事項を遵守します。

(1) 入居者 が上記事項に違反した場合に知事が行う是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は、当該入居者に代わってその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用負担義務を極度額 円 (入居時における12か月分の家賃又は入居者負担額に相当する額) を限度として負うことを承諾します。

- ア 入居者が家賃又は入居者負担額を滞納したとき。
- イ 入居者が入居者の負担すべき特定公共賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を負担しないとき。
- ウ 入居者が知事に無断で立ち退いたとき。

(2) 入居者が知事に無断で立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分について県に協力します。

年 月 日
鹿児島県知事 殿

入 居 者 住 所
氏 名 印
連 帯 保 証 人 住 所
電 話 番 号 () -
勤 務 先
電 話 番 号 () -
氏 名 印

注 連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

(その 2) 連帯保証人 (法人) 用

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる特定公共賃貸住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿児島県特定公共賃貸住宅条例及び鹿児島県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 の 表 示			
団 地 名	団 地 棟 号		
構 造		間 取 り	
家 賃 (入 居 者 負 担 額)	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日 (12月分にあつては、翌年の1月4日) までにその月分の家賃 (入居者負担額) を納付します。ただし、月の途中で特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は、当該明け渡し日までにその月分を納付します。
- (2) 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、畳の表及び縁の取替え、ふすま及び障子の張替え並びに24時間換気扇フィルターの取替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合 (同居者が該当する場合を含む。) は、当該特定公共賃貸住宅を速やかに明け渡します。
- (6) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を得ます。
 - ア 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - イ 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - ウ 特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - エ 特定公共賃貸住宅の様態替え又は増築をしようとするとき。
- (7) 次に掲げる場合は、知事に届け出ます。
 - ア 特定公共賃貸住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡先届の内容に変更があったとき。
 - ウ 連帯保証人の主たる事務所所在地又は名称その他連帯保証人に関し知事が別に定める事項に変更があったとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。
 - オ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に修繕 (畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。) の必要が生じたとき。
 - カ 特定公共賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 特定公共賃貸住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 特定公共賃貸住宅を明け渡すとき。

2 連帯保証人 は、次の事項を遵守します。

(1) 入居者 が上記事項に違反した場合に知事が行う是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は、当該入居者に代わってその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用負担義務を負うことを承諾します。

- ア 入居者が家賃又は入居者負担額を滞納したとき。
- イ 入居者が入居者の負担すべき特定公共賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を負担しないとき。
- ウ 入居者が知事に無断で立ち退いたとき。

(2) 入居者が知事に無断で立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分について県に協力します。

年 月 日
鹿児島県知事 殿

入 居 者 住 所
氏 名 印
連帯保証人 主たる事務所の所在地

電話番号 () ー
名称及び代表者の氏名 印

注 連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

緊急連絡先届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 団地 棟 号
入居者氏名

次のとおり、緊急時の連絡先を届け出ます。

住 所	電話番号 () -		
フリガナ 氏 名		入居者との続柄又は関係	
勤 務 先	電話番号 () -		

注 緊急連絡先となる方の同意を得た上で提出してください。

別記第 5 号様式を次のように改める。
第 5 号様式 (第 6 条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

団 地 名 団地 棟 号
入 居 者 氏 名 印
新連帯保証人氏名 印
〔法人にあつては、名称及び代表者の
氏名〕

次のとおり連帯保証人を変更したいので、鹿児島県特定公共賃貸住宅条例第12条第2項の規定により承認されるよう申請します。

なお、新連帯保証人は、申請者に家賃、損害賠償等の県への債務がある場合は、旧連帯保証人が県に対し負担している保証債務を引き受けますので、承認されるよう併せて申請します。

旧 連 帯 保 証 人	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との続柄又は関係	
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	勤 務 先	電話番号 () -		
新 連 帯 保 証 人	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号 () -		
	フリガナ氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	入居者との続柄又は関係	
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	勤 務 先	電話番号 () -		
変 更 の 理 由				

注 1 新たな連帯保証人の印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。

2 連帯保証人が法人である場合は、生年月日欄及び勤務先欄については、記入しないでください。

別記第 6 号様式中 「団 地 名 入 居 者 氏 名 連 帯 保 証 人 住 所 氏 名」

団 地 棟 号 を

「団 地 名 入 居 者 氏 名 連 帯 保 証 人 住 所 氏 名」

に、「連 帯 保 証 人 住 所 氏 名」を

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

「連帯保証人に」に、「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同様式注を次のように改める。

注 変更事項欄には、住所、氏名若しくは勤務先（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）の別又は知事が別に定める事項のうち、該当するものを記入してください。

別記第 9 号様式中

「

現 入 居 者 氏 名		印
現入居者との続柄		
申請者の県営住宅への入居年月日	年 月 日	

を

「

現 入 居 者 氏 名		
現入居者との続柄		
申請者の特定公共賃貸住宅への入居年月日	年 月 日	

に

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び別記第 9 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。